

議 事 次 第

平成 2 5 年 1 0 月 2 3 日

於: 国土交通省3号館4階特別会議室

1. 開 会

2. 技能労働者への適切な賃金水準の確保等について

3. 閉 会

(参考資料)

資料 1 きめ細かな実態調査の中間的な取りまとめ結果等 (国土交通省
提出資料)

資料 2 日本建設業連合会 提出資料

資料 3 全国建設業協会 提出資料

資料 4 全国中小建設業協会 提出資料

資料 5 加速化に向けた新たな取組 (案) (国土交通省提出資料)

出席者名簿

10月23日（水）14：30～15：30
国土交通省3号館4階特別会議室

【建設業団体】

日本建設業連合会	会長	中村 満義
	事務総長	有賀 長郎
全国建設業協会	副会長	伊藤 孝
	専務理事	押田 彰
全国中小建設業協会	会長	松井 守夫
	副会長	土志田 領司
建設産業専門団体連合会	会長	才賀 清二郎
	副会長	内山 聖

【国土交通省】

国土交通副大臣	高木 毅
国土交通大臣政務官	土井 亨
事務次官	増田 優一
技監	足立 敏之
国土交通審議官	原田 保夫
大臣官房長	武藤 浩
技術総括審議官	難波 喬司
技術審議官	森 昌文
官庁営繕部長	鈴木 千輝
土地・建設産業局長	佐々木 基
建設流通政策審議官	吉田 光市
建設業課長（進行）	青木 由行

賃金水準確保対策
—きめ細かな実態調査の中間的なとりまとめ結果等—

国土交通省 土地・建設産業局

技能労働者の処遇改善に向けた取組

技能労働者への適切な賃金水準の確保について(平成25年3月29日付け国土入企第36号)

- 平成25年度の公共工事設計労務単価の大幅な引き上げ(前年度比 全国平均約15%, 被災三県約21%)を受け、建設業団体、公共発注者及び主な民間発注者に対し、技能労働者の適切な賃金水準の確保等や社会保険への加入の徹底等を要請

国土交通省と建設業4団体との会合 (4月18日)

出席者

- 【国土交通省側】太田国土交通大臣、鶴保国土交通副大臣、松下国土交通政務官 他
- 【建設業団体側】日本建設業連合会、全国建設業協会、全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会



大臣発言のポイント

- 設計労務単価の大幅な引き上げを踏まえ、適切な価格での契約、技能労働者への適切な水準の賃金の支払い、社会保険への加入の徹底等が行われるよう、建設業界挙げてのご理解と適切な対応をお願いしたい。

建設業団体の対応状況(抄)

日本建設業連合会

- 4月25日 技能労働者の適正な賃金の確保等について決議(理事会)
- 7月18日 下請企業に対して、労務賃金の改善の要請、労務賃金の状況調査の実施などを決定(理事会)
- 7月26日 中村会長が太田大臣に報告

全国建設業協会

- 4月26日 技能労働者の適正な賃金の確保等について決議(理事会)
- 7月26日 適正な公共事業の執行についての取組の強化等を決定(理事会)

全国中小建設業協会

- 5月29日 技能労働者の適正な賃金の確保等について決議(理事会)
- 8月12日 更なる周知徹底、市町村の現状把握等を決定(正副会長会議)

建設産業専門団体連合会

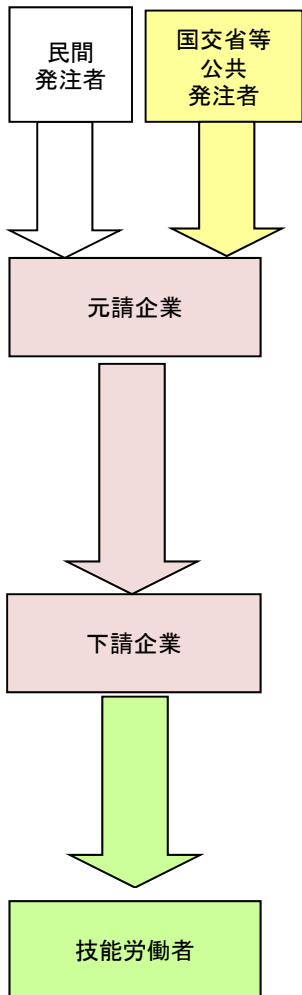
- 6月4日 技能労働者の適正な賃金の確保等について決議(通常総会)

「太田国土交通大臣から建設業団体トップへの直接の要請」フォローアップ会合(本日10月23日)

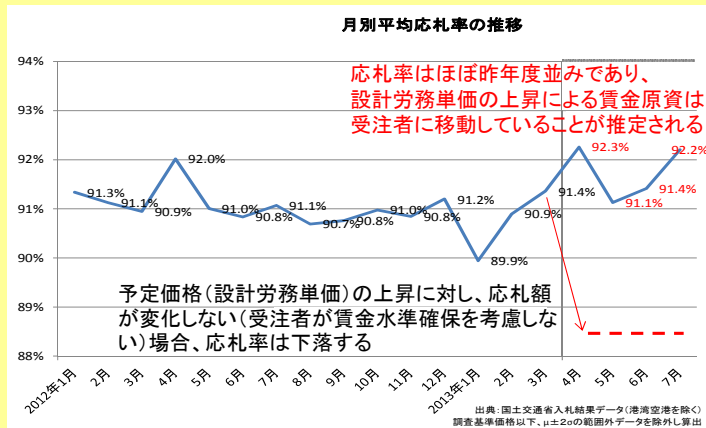
技能労働者の賃金水準確保の現状

—きめ細かな実態調査の中間的とりまとめ結果—

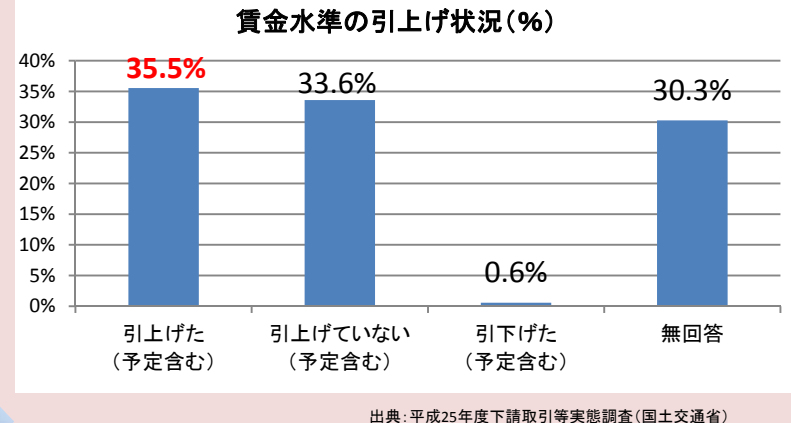
- 発注者→受注者 : 設計労務単価の上昇(前年度比全国平均約15%、被災三県約21%)により、公共発注者から受注者にわたる賃金原資は拡大
- 建設企業 : 賃金水準の引上げは道半ば(1/3強の企業が4月以降何らかの形で賃金水準を引上げ(予定を含む))、今後の拡大に期待
- 技能労働者 : 技能労働者数は横ばいから減少傾向にあり、今後も注視が必要



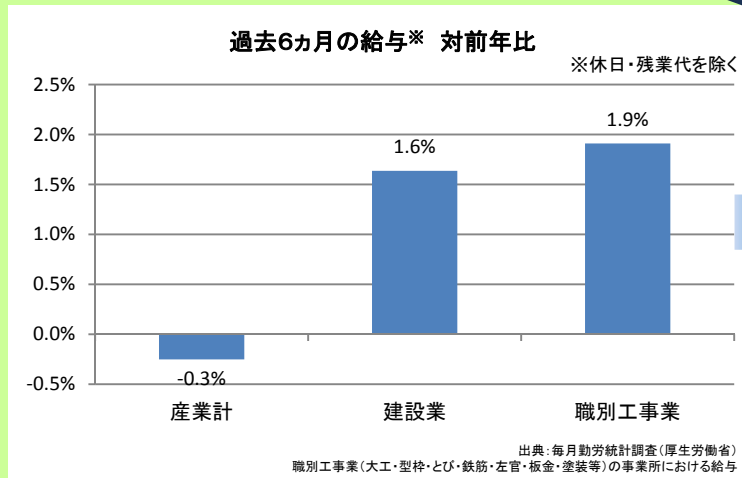
H25設計労務単価の上昇により、受注者にわたる賃金原資は拡大



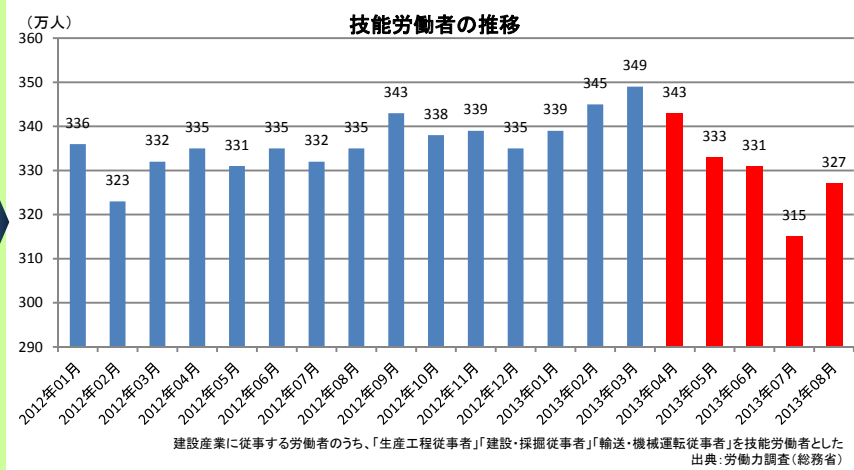
1/3強の建設企業が、4月以降何らかの形で賃上げを実施



全産業と比較し、建設業、とりわけ鉄筋・型枠・とび等の専門工事業の給与が上伸している



一方、技能労働者数は横ばい~減少傾向 建設業の担い手確保は途上



技能労働者の賃金水準確保の課題と今後

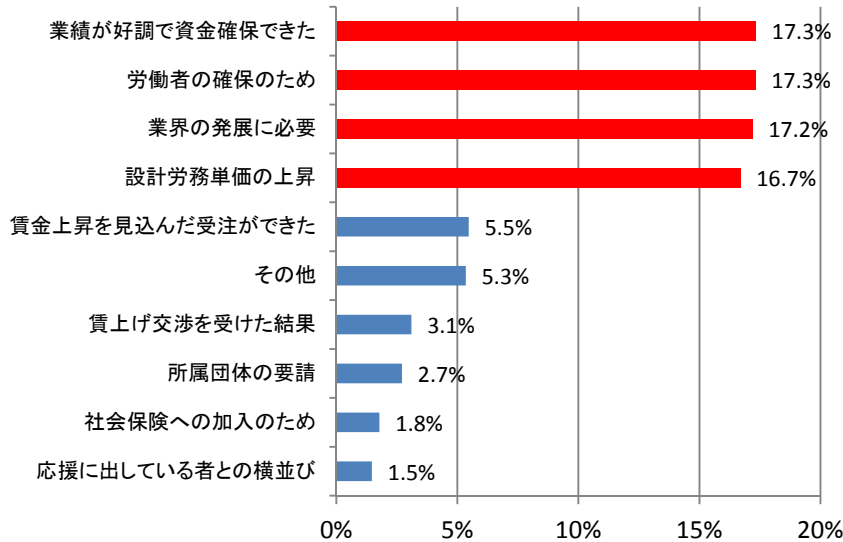
平成25年度下請取引等実態調査(本年6月末までの状況を調査。約1万4千社から回答)における、「技能労働者の賃金水準」に係る調査項目(約1万社から回答)を集計した。

○賃金水準を上げた理由として、人手不足に由来する「労働力確保のため」と並び、「業界の発展に必要」や「設計労務単価の上昇」が挙げられており、これまでの賃金水準の確保の取組が一定程度の成果を上げつつあると考えられる

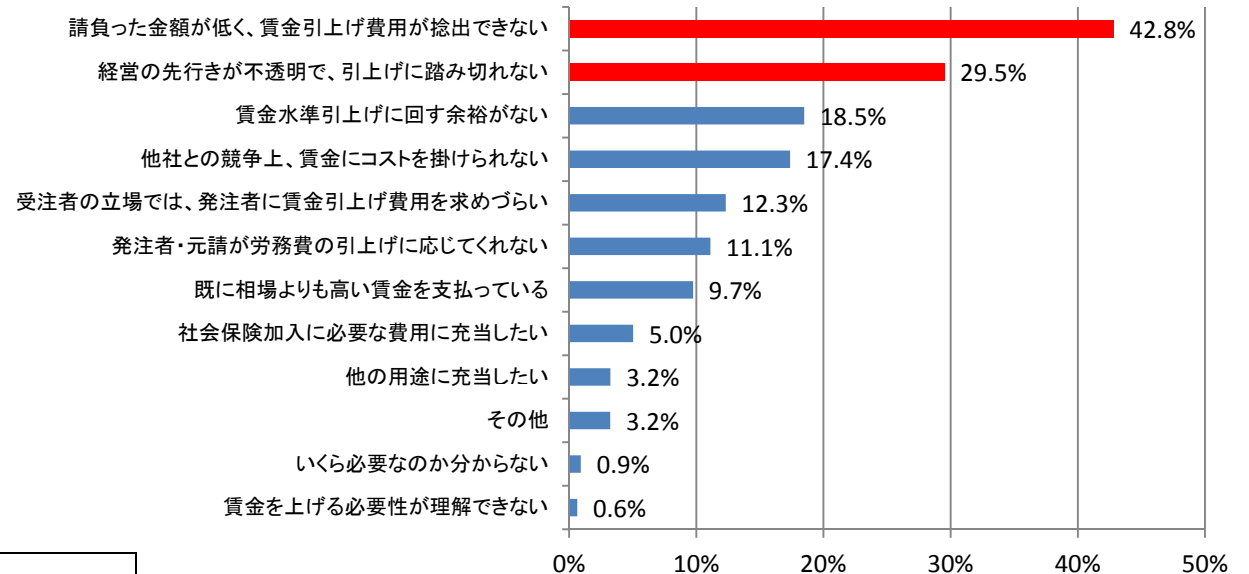
○賃金水準の確保の取組の認知と賃金水準引上げに正の相関があることから、取組の周知徹底を図ることが重要である

○適切な賃金水準確保が可能な請負金額の徹底と、先行きの不透明感の払拭により、賃金水準引上げの障害を取り除く必要がある

賃金水準を上げた理由(複数回答)



賃金水準を上げられない理由(複数回答)



		4月以降技能労働者の給料を上げたか					総計
		給料を上げた	引上げていない	引下げた	無回答		
適切な賃金水準の取組を知っているか	知っている(74.8%)	52.6%	40.1%	0.4%	6.9%	100.0%	
	知らない(11.4%)	35.2%	59.3%	1.4%	4.1%	100.0%	
	その他・無回答(13.8%)	12.9%	17.2%	0.6%	69.3%	100.0%	

賃金水準確保に関する取組を知っている企業の給与引き上げに関する行動

今後の取り組みの方向性

建設産業の担い手確保のため、

○技術労働者の適切な賃金水準の確保のための **取組の更なる周知徹底**

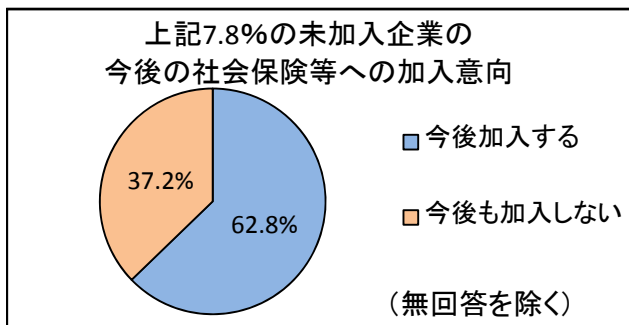
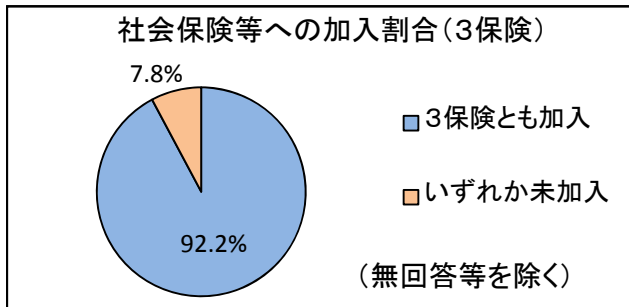
○**ダンピング対策**の更なる実施

○インフラの整備・維持について、**将来が見通せるよう計画的・安定的に行うことの提示**等の取組が必要。

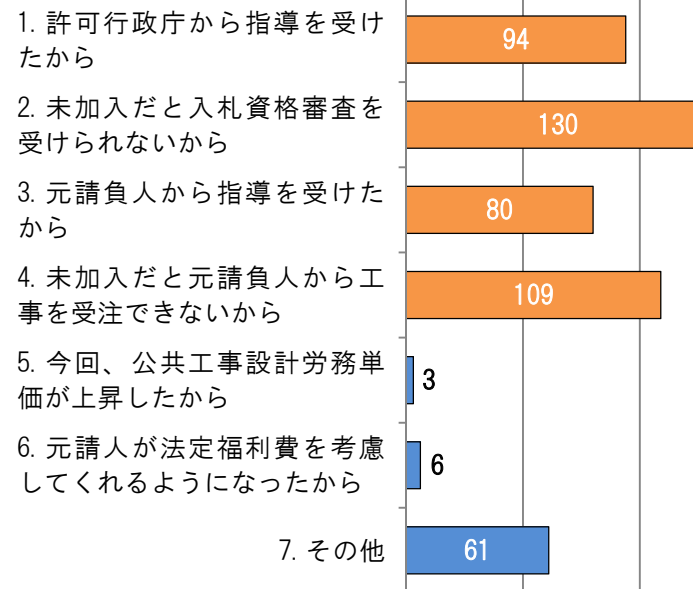
社会保険未加入対策の課題と今後

平成25年度下請取引等実態調査における、「社会保険の加入状況」に係る調査項目(約1万2千社から回答)を集計した。

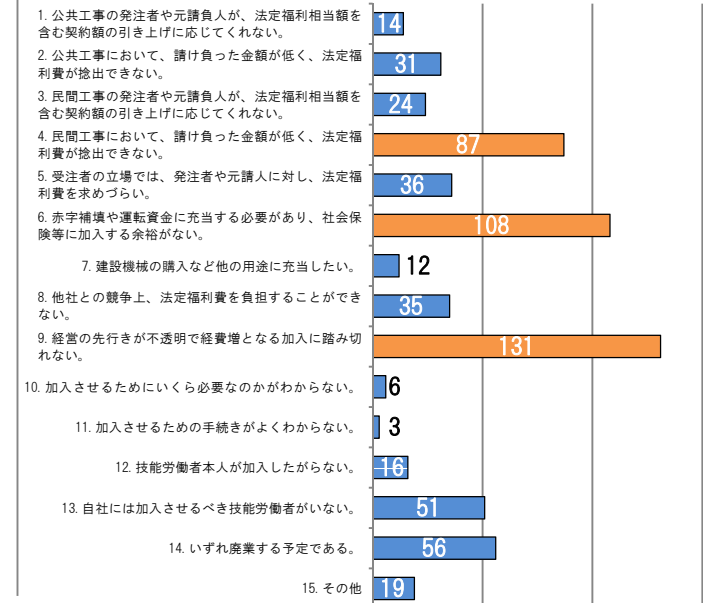
- 3保険(年金保険、健康保険、雇用保険)全てに加入している企業の割合は92.2%。残りの7.8%の未加入企業についても62.8%が今後加入予定としており、**更なる保険加入の進展が期待。**
- 未加入企業が「今後加入する理由」として、許可行政庁や元請企業からの指導が多く挙げられていることから、引き続き、許可行政庁による**建設業許可・更新時、経営事項審査時の加入指導や、元請企業による下請指導ガイドラインに基づく下請指導等の取組の更なる徹底が重要。**
- 未加入企業が「今後加入しない理由」として、請負金額の低さ等により法定福利費が確保できないことが多く挙げられていることから、引き続き、**ダンピング対策や、業界全体での標準見積書の活用推進等の取組を徹底することが重要。**



今後加入する理由



今後も加入しない理由



更なる保険加入の進展

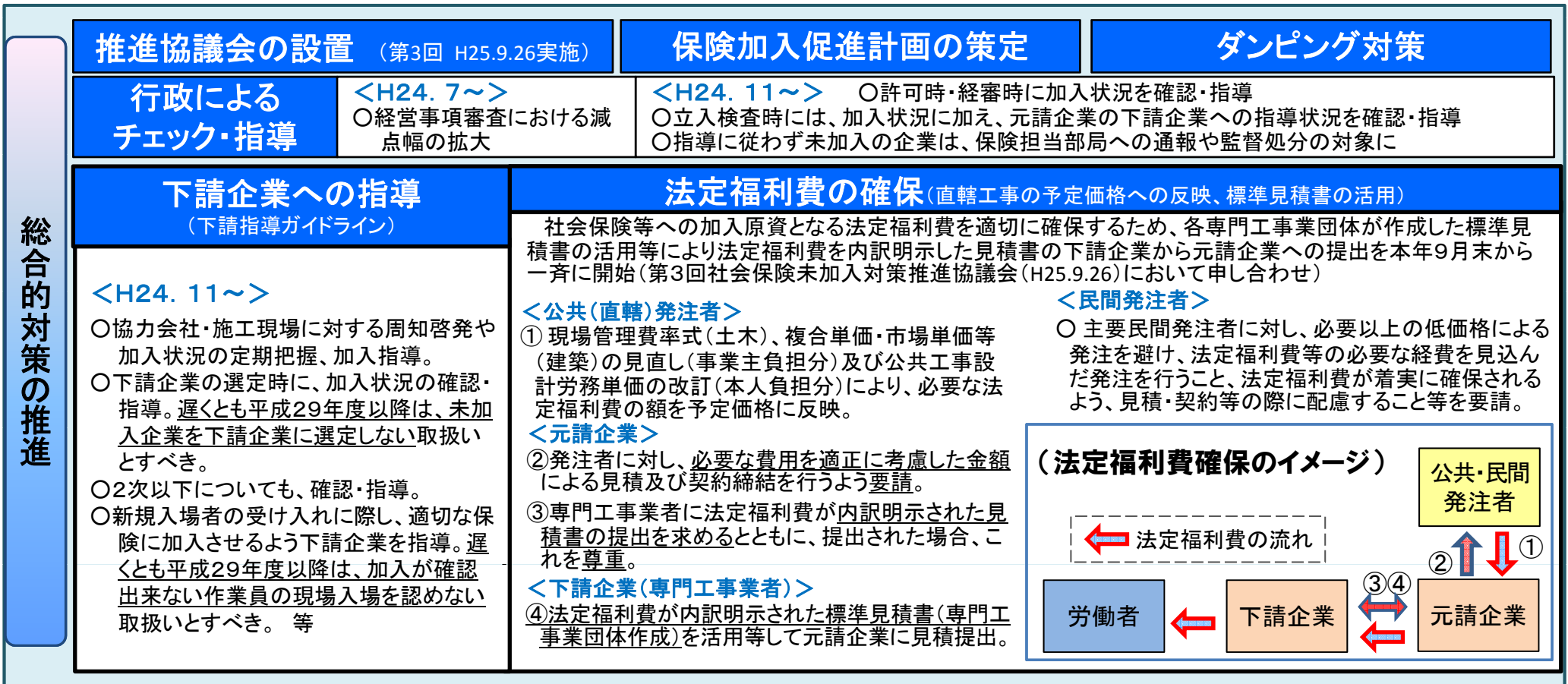
許可行政庁、元請企業による指導徹底

**ダンピング対策
標準見積書の活用促進**

社会保険等未加入対策の全体像

(H25.10時点)

- 建設業では必要な人材を確保し、健全な競争環境を構築するため、平成24年度から、行政も建設業界も挙げて社会保険未加入対策に取り組んでいます。
- 社会保険等未加入は業界の構造的な問題でもあることから、総合的に対策を進めています。
 - ① 元請、下請、労働者等の関係団体による推進協議会の設置と保険加入促進計画の策定
 - ② 行政によるチェック・指導やダンピング対策の実施
 - ③ 元請企業による下請企業への指導
 - ④ 発注者・元請・下請を挙げた法定福利費の確保



標準見積書の一斉活用等に係る経緯と今後の取組

平成24年5月29日	・第1回推進協議会(各専門工事業団体に対し、標準見積書の作成を依頼)
10月31日	・第2回推進協議会(各専門工事業団体において作成された標準見積書を登録し、その活用について申し合わせ)
平成25年4月1日	・平成25年度公共工事設計労務単価適用(労働者全員分の社会保険料(本人負担分)を予定価格に反映)
平成25年4月18日	・太田国土交通大臣から建設業団体(日建連、全建、全中建、建専連)のトップに対し、適切な賃金水準の確保や社会保険の加入徹底等について直接要請
同上	・第4回推進協議会WGにおいて、標準見積書の活用に向けた課題と対応(標準見積書のブラッシュアップ、周知・PRの展開、9月頃からの一斉開始等)について申し合わせ
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・全国10カ所で、建設業団体・業者、地方自治体を対象に「社会保険未加入対策の推進等に関する説明会」を開催 ・日建連「法定福利費を内訳明示した見積書の活用マニュアル」策定・公表(H25.7.23) ・全建「適正な公共事業の執行に関する取組強化キャンペーン」の実施を公表(H25.7.26)
7月中旬～9月上旬	・全ての専門工事業団体と個別面談を実施
9月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回推進協議会(各専門工事業団体においてブラッシュアップされた標準見積書を登録し、一斉活用開始について申し合わせ) ・各省庁、公共法人等、都道府県、政令指定都市、主要民間発注者団体、建設業団体に対し同日付で通知発出
推進協議会以降	・標準見積書の一斉活用開始
10月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・官庁営繕事業において、本来負担すべき法定福利費(事業主負担分)相当額を予定価格に反映(1.5%上昇) ・公共建築工事見積標準書式において、法定福利費事業主負担分の項目を追加・適用
10月23日	・「太田国土交通大臣から建設業団体のトップへの直接の要請」フォローアップ会合
10月中目途	<ul style="list-style-type: none"> ・標準見積書の活用状況に関するアンケート(元請企業向け、下請企業向け)を配布・公表 ・各団体に設置された相談窓口等を通して国土交通省にて、随時、現場における意見を集約
11月末	・標準見積書の活用状況に関するアンケート提出〆切、取りまとめ
12月中旬目途	・第7回推進協議会WGの開催(活用状況を踏まえた今後の課題と対応を検討)

新労務単価フォローアップ相談ダイヤルの受付状況(9月末現在) 国土交通省

受付件数

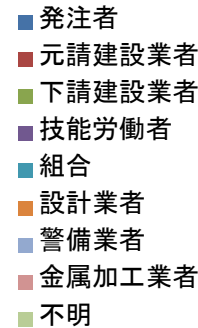
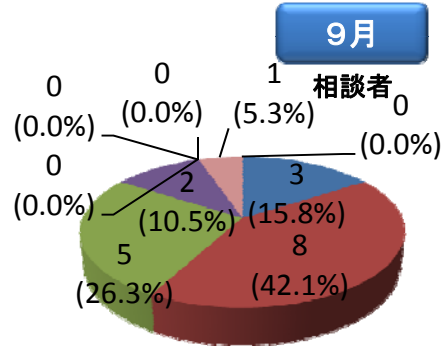
○ 9月末日現在、19件。
(前月までの累計、56件。)

北海道 ブロック	東北 ブロック	関東 ブロック	北陸 ブロック	中部 ブロック	近畿 ブロック	中国 ブロック	四国 ブロック	九州 ブロック	沖縄 ブロック
1 (3)	1(1)	11(24)	0(1)	0(11)	1(8)	0(3)	0 (1)	5(3)	0(1)

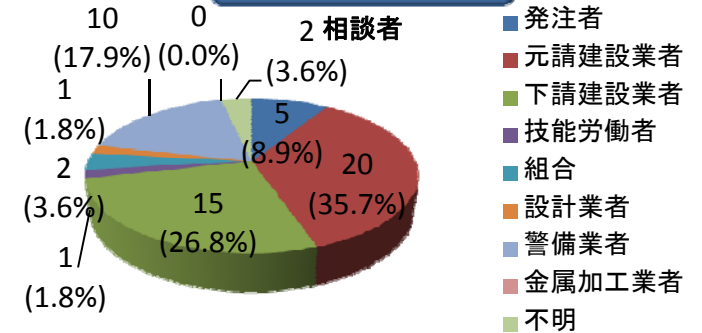
※()は、前月までの累計

相談者の属性

○ 相談者は、元請建設業者が8件と最も多かった。
(前月までの累計は、元請建設業者が20件と最も多かった。)



前月までの累計



9月の相談内容

<主な相談内容>

(発注者)

・民間工事を発注するに当たり、公共工事にならって法定福利費を適正に確保した上で労務費を積算したいので、新労務単価に含まれる法定福利費は総額でいくら計上されているのか内訳を知りたい。

(元請)

・公共発注者が5%の歩切りをしており、ひどい時は15%程だった。歩切りをなくすように指導してもらいたい。そちらの問題の解決が先である。

・元請が下請との契約において新労務単価で契約した場合には、平成25年4月1日以前の契約であっても公共工事の発注者については、契約の見直しに対応してもらいたい。

・東北3県以外のその他の県においても、労務単価の上昇はこれまでにない上昇である。発注者については、積極的に変更協議に応じて頂きたい。

(下請)

・公共工事ばかり労務単価が上がって、民間工事は上がっていない。民間工事も公共工事並みにスピード感を持ってやって頂きたい。

・公共工事設計労務単価を上げたとのことだが、下請まで回ってこない。労務単価を引き上げても実感できない。

発注者に関する相談	6(15)
元請に関する相談	3(5)
下請に関する相談	1(0)
行政に関する意見	3(10)
新労務単価等に関する照会	5(24)
その他	1(2)

※()は、前月までの累計

建設業許可部局による社会保険加入指導状況及び厚生労働省保険担当部局への通報状況(6月末現在)

整備局等 管内	1回目指導 (平成24年11月～平成25年6月まで)							2回目指導 (平成24年11月～平成25年6月まで)						通報 (平成24年11月～平成25年6月まで)	
	申請等 件数	指導 件数	指導率	報告 件数	報告率	加入 件数	加入率	指導 件数	2回目指導/ 1回目指導	報告 件数	報告率	加入 件数	加入率	通報 件数	通報率
	(a)	(b)	(b)/(a)	(c)	(c)/(b)	(d)	(d)/(b)	(e)	(e)/(b)	(f)	(f)/(e)	(g)	(g)/(e)	(h)	(h)/(b)
北海道	3,987	443	(11.1%)	57	(12.9%)	39	(8.8%)	106	(23.9%)	21	(19.8%)	10	(9.4%)	5	(1.1%)
東北	9,083	881	(9.7%)	159	(18.0%)	156	(17.7%)	191	(21.7%)	36	(18.8%)	31	(16.2%)	21	(2.4%)
関東	32,568	6,826	(21.0%)	884	(13.0%)	742	(10.9%)	1,695	(24.8%)	283	(16.7%)	242	(14.3%)	0	(0.0%)
北陸	5,373	308	(5.7%)	61	(19.8%)	55	(17.9%)	83	(26.9%)	10	(12.0%)	10	(12.0%)	0	(0.0%)
中部	12,716	1,610	(12.7%)	194	(12.0%)	174	(10.8%)	320	(19.9%)	62	(19.4%)	45	(14.1%)	133	(8.3%)
近畿	23,805	2,361	(9.9%)	359	(15.2%)	332	(14.1%)	560	(23.7%)	84	(15.0%)	78	(13.9%)	2	(0.1%)
中国	7,819	389	(5.0%)	44	(11.3%)	41	(10.5%)	72	(18.5%)	13	(18.1%)	12	(16.7%)	0	(0.0%)
四国	5,133	236	(4.6%)	78	(33.1%)	63	(26.7%)	34	(14.4%)	15	(44.1%)	14	(41.2%)	0	(0.0%)
九州	17,210	1,019	(5.9%)	200	(19.6%)	196	(19.2%)	241	(23.7%)	34	(14.1%)	39	(16.2%)	17	(1.7%)
沖縄	934	6	(0.6%)	1	(16.7%)	1	(16.7%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
合計	118,628	14,079	(11.9%)	2,037	(14.5%)	1,799	(12.8%)	3,302	(23.5%)	558	(16.9%)	481	(14.6%)	178	(1.3%)

注1) 原則として、1回目指導は、4カ月以内、2回目指導は、2カ月以内の報告を求めている。

注2) 建設業許可部局が行った加入指導に対する加入件数は、上記のとおり、各指導に対し、報告までに原則4カ月（1回目指導）、2カ月（2回目指導）の期間猶予（タイムラグ）があるため、今後、指導に対する加入件数の増加等の変動が見込まれる。

注3) 「通報件数」とは、建設業許可部局が行った、原則2回の社会保険等加入指導に従わなかった建設業者を厚生労働省の保険担当部局に通知した件数。

労務賃金改善等推進要綱 (平成 25 年 7 月 18 日理事会決定) (骨 子)

基本的な認識

- 新規入職者の減少と高齢化により技能労働者が枯渇 ⇒ 建設業の存立が危ぶまれる事態。
建設需要縮小の中で、下請構造の重層化、技能労働者の処遇低下が進行。
— 特に賃金は全産業平均を 2 割以上下回る水準 —
- 大震災に伴う労賃の上昇と公共工事設計労務単価の大幅引上げは、
技能労働者の処遇を改善し、建設業の将来を取り戻す、建設業再生のラストチャンス。
※設計労務単価の大幅な引上げを、元請企業、下請企業の救済策とのみ安易に受け止めてはならない。
- このため、労務賃金の改善を下請企業に要請する措置を実施するとともに、
重層下請構造の改善を含め、技能労働者の確保、育成に向けた総合的な取組みを推進。

総合的な取組みの推進

第 1 適切な労務賃金支払いの要請

公共工事設計労務単価が適用される公共工事(「本件対象工事」)について、日建連会員企業は、一次下請に対し、見積り依頼時に公共工事設計労務単価を交付し、公共工事設計労務単価の引上げの趣旨にかなう適切な賃金が支払われるよう要請。一次下請以下は、それぞれの再下請に対し同様の要請。

第 2 労務賃金の状況調査の実施

日建連会員企業は、本件対象工事について定期的に労務賃金の状況等の調査を実施(平成 25 年度及び 26 年度)。

第 3 社会保険等加入促進 「日建連社会保険加入促進計画」(平成 24 年 4 月)に則り対応。

第 4 適正な受注活動の徹底 理事会決議(平成 25 年 4 月 25 日)を踏まえ、適正な受注活動を徹底。

第 5 民間工事における取組み 民間工事の発注者に対して適切な理解と協力を依頼。

第 6 重層下請構造の改善

下請の重層化の進行が技能労働者の処遇低下を招いた面もあることを踏まえ、工事種別や職種別に改善の必要性和可能性を検証し、5年後を目途に可能な分野で原則二次(設備工事は三次)までの実現を目指す。

第 7 技能労働者の処遇改善の総合的な取組み

「建設技能者の人材確保・育成に関する提言」(平成 21 年 5 月)の充実を図り、総合的な取組みを推進。

第 8 関係方面への要請

関係方面に対し、技能労働者の処遇改善に向け、それぞれの立場から取組みを進めることを要請。

<主な要請>

- ・元請企業、下請企業：適切な理解と積極的な取組み。特に重層下請構造の改善に専門工事業界の業界構造と企業体質の改善が求められることから、真摯に取り組む下請企業への元請企業の配慮。
- ・官民の建設工事発注者：適切な発注金額、適切な工期の設定。
- ・公共工事発注者：低価格受注防止に資する入札契約システム整備、より根本的には公共事業の平準化。
- ・建設業所管行政庁：全ての建設業者に対する積極的な指導。

建設技能労働者の適切な労務賃金水準確保に向けた取組について
〈太田国土交通大臣の要請を受けて〉

平成 25 年 10 月 23 日
一般社団法人 日本建設業連合会

1. 「労務賃金改善等推進要綱」の策定、周知

(内部への浸透活動)

1-1. 「労務賃金改善等推進要綱」の策定、及び会員企業への周知、要請

[平成 25 年 7 月 18 日]

- ・ 「労務賃金改善等推進要綱」(以下、「推進要綱」という。)を策定するとともに、推進要綱に基づき適切な労務賃金の支払に係る下請企業への要請等の徹底を会員企業に要請。

1-2. 技能労働者の適切な賃金水準の確保等に関する決議、全国展開

[平成 25 年 7 月～8 月]

- ・ 推進要綱の策定を受けて、全国9支部でそれぞれ技能労働者の適切な賃金水準の確保等を決議。

1-3. 「適切な労務賃金の支払に関する説明会」の開催 [平成 25 年 7 月～8 月]

- ・ 推進要綱の趣旨及び会員企業が実施すべき対応について、会員企業の実務担当者を対象に、全国9地区においてそれぞれ説明会を開催。

(外部への周知・要請活動)

1-4. 「労務賃金改善等推進要綱」の周知 [平成 25 年 7 月 19～26 日]

- ・ 建設業団体(37 団体)、発注官公庁(22 機関)、民間発注者(49 社)に対して、推進要綱を送付するとともに、各支部では国土交通省地方整備局、地方公共団体等に推進要綱及び技能労働者の処遇改善に向けた取組み推進の決議を持ち込み、日建連の取組への理解と協力を要請。

1-5. 「労務賃金改善等の推進」に関する要請 [平成 25 年 7 月 26 日～]

- ・ 太田国土交通大臣に推進要綱の策定を報告するとともに、①全ての元請企業及び下請企業の適切な賃金水準の確保の取組み、②官民間問わず発注者による適切な発注金額と適切な工期設定の徹底、③全ての建設業者による技能労働者の確保・育成や重層下請構造の改善等の取組み——について、それぞれ指導されるよう要請。

- ・民間発注者に対しては、日本プロジェクト産業協議会の日本創生委員会(民間企業、経済団体、学識経験者等が参加)において、推進要綱の趣旨を説明し、理解と協力を求めた。
- ・また、各支部を通じて電力会社、JRや民鉄各社、ガス事業者等に要請している。さらに、民間発注団体にも、順次、要請を行っていく予定。

2. 公共工事における適切な労務賃金の支払等に係る調査の実施

技能労働者の労務賃金水準の改善状況を把握するため、以下の通り、労務賃金の支払等に係る調査を実施中。

調査件数	;	土木工事 90 件、建築工事 5 件
スケジュール	;	9 月 26 日 日建連より会員企業に調査表を送付
		10 月 1 日 会員企業が(下請に対し)調査開始
		11 月 20 日 会員企業が日建連へ調査結果を報告

※次回調査は 12 月、3 月を予定、調査結果の取りまとめ及び公表については、国土交通省と調整する

3. 社会保険未加入対策の徹底

3-1. 社会保険の加入指導

[加入促進計画：平成 24 年 4 月 19 日、下請指導指針：平成 24 年 10 月 1 日]

- ・社会保険の下請企業への加入指導は、「社会保険加入促進計画」、さらに「日建連会員企業が実施する社会保険の加入に関する下請指導の指針」に基づき、会員企業が実施中。

3-2. 社会保険料の個人負担分の支払、及び社会保険への加入要請

[平成 25 年 7 月 18 日]

- ・「労務賃金改善等推進要綱」の中で、社会保険料等の個人負担分を含め、公共工事設計労務単価の引上げの趣旨にかなう適切な賃金が支払われるよう、下請に要請することを明記。また、下請に対して社会保険の加入状況の確認と、未加入の場合には加入要請を行うことを明記。
- ・なお、年明けに加入実態についての調査を実施する予定。

3-3. 法定福利費を内訳明示した標準見積書の活用のマニュアルの策定

[平成 25 年 7 月 23 日]

- ・ 社会保険の加入に必要な原資を確保するため、9月から法定福利費を内訳明示した標準見積書を一齐に活用することとされていたため、日建連会員企業が行うべき取組事項をマニュアルとして策定し、会員企業に周知。

4. 技能労働者の処遇改善に関する検討

平成21年4月に策定した「建設技能者の人材確保・育成に関する提言」の見直しを行い、更なる技能労働者の処遇改善を行う。

(平成 21 年 4 月の提言内容)

労務賃金の改善、建設業退職金共済制度の普及、重層下請構造の改善、若年技能労働者への教育支援、作業所労働時間と労働環境の改善、提言実現のための広報活動の実施。

5. その他の周知活動

5-1. 「建設技能労働者の処遇改善に向けて—実務の手引き—（仮称）」の作成

- ・ 推進要綱について、策定の背景や逐条解説、さらに実務的な手引き、関連する国土交通省や日建連の取り組みに関する資料を取りまとめた実務手引きを作成中。

5-2. リーフレット「労務賃金改善等の推進に関するお願い」の作成

- ・ 労務賃金の改善など技能労働者の処遇改善に向けて、外部向け、特に民間発注者を対象とした「適正価格」、「適正な工期設定」、「適正な契約条件」での発注に、理解と協力を求めるリーフレットを作成。

5-3. 日建連広報誌「A C e 建設業界」への関連記事掲載

- ・ 推進要綱の策定を紹介 <8月号>
- ・ 技能労働者への適切な賃金確保に向けた日建連の一連の取組みを紹介 <9月号>
- ・ 技能労働者の処遇改善とあわせて建設業の魅力を伝えるために、建設業を支える技能労働者の具体的な仕事・役割、やりがい等にスポットを当てた記事「現場のプロフェッショナル」と題するシリーズ <10月号～10回連載予定>

以上

適切な貸金水準の確保等に向けた本会の対応

平成25年10月23日

一般社団法人 全国建設業協会

公共事業の適切な執行に関する緊急決議

現内閣においては、「雇用と所得の拡大」を国の基本方針として掲げ、公共事業及び復旧・復興事業を促進するとともに、働く人の所得の増大を目指し、デフレ経済からの脱却を図ることとしている。

我々建設業界においても、かねてより、建設業に携わる労働者の賃金低下等が若年者の入職や技能の承継に多大な影響をもたらしており、将来の建設産業の存続が危惧されている。

また、今般、国土交通省から、公共事業及び復旧・復興事業の迅速かつ円滑な執行、並びに技能労働者の適切な賃金水準の確保についての要請がなされたところである。

全国建設業協会は、国の共通の目標に向けてその役割を果たすため、左記のとおり決議し、各都道府県建設業協会並びにその会員企業に要請する。

記

一、被災地の一刻も早い復興を図り、国民の安全・安心を確保する強靱な国土を実現するため、全力をあげて迅速かつ円滑な公共事業の施工の確保に努めること。

一、労働者の処遇の改善を図るため、自ら適切な賃金水準の確保に努めるとともに、下請負契約を締結する際には、下請企業に対しても適切な水準の賃金を支払うよう要請すること。

一、社会保険等への加入を促進するため、自ら社会保険等に加
入することはもとより、下請負契約を締結する際には、法定福利費を適切に含んだものとする。

一、適切な賃金水準を確保するため、工事の施工に必要な経費を適切に見込んだ価格での契約の締結に努め、ダンピング受注は厳に慎むこと。

右決議する。

平成二十五年四月二十六日

一般社団法人 全国建設業協会

平成25年7月26日
一般社団法人 全国建設業協会

適正な公共事業の執行についての取組みの強化について

公共工事の適正な執行に関する緊急決議（要旨）

〈平成25年4月26日全建決議〉

- 1 迅速かつ円滑な公共事業の施工の確保
- 2 労働者への適切な水準の賃金の支払い
- 3 社会保険等への加入の促進
- 4 適切な価格での契約と脱ダンピング受注の推進

I 取組み強化キャンペーンの実施

(1) キャンペーンの方法

- イ 「適切な賃金水準の確保」（大臣要請）趣旨の徹底
- ロ 「全建社会保険加入促進計画」の推進

(2) キャンペーンの方法

- イ 取組み強化セミナーの実施
- ロ 取組み強化キャラバンの派遣
- ハ 取組み相談窓口の設置
- ニ 取組み強化キャンペーンのホームページの開設

II 取組み強化のためのアンケート等の実施

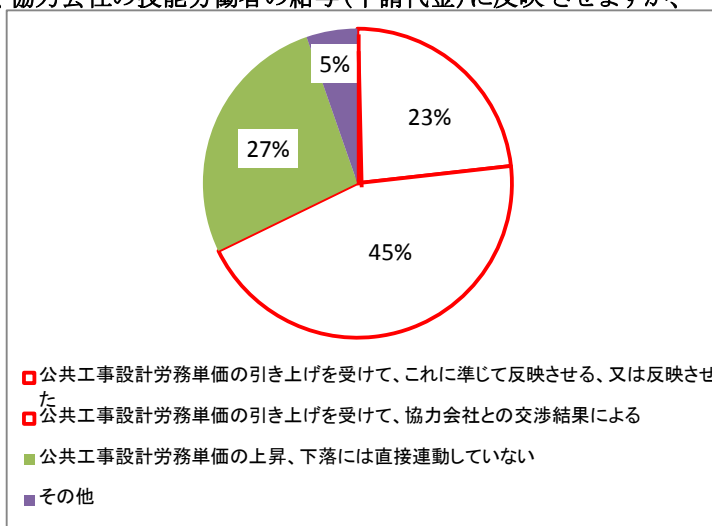
- (1) 建設技能労働者の賃金水準の実態調査
- (2) 賃金水準確保等の取組み状況のアンケート調査

適切な賃金水準の確保等の取組み状況に関するアンケート調査結果(概要)

※労務単価の引上げは、3分の2以上の会員企業が下請代金に反映させる意向。

問.公共工事設計労務単価の引き上げを受けて、協力会社の技能労働者の給与(下請代金)に反映させますか、又は反映させましたか

	回答数(件)
公共工事設計労務単価の引き上げを受けて、これに準じて反映させる、又は反映させた	284
公共工事設計労務単価の引き上げを受けて、協力会社との交渉結果による	545
下請単価は、需要と供給により決まるので公共工事設計労務単価の上昇、下落には直接連動していない	329
その他	65
合計	1,223

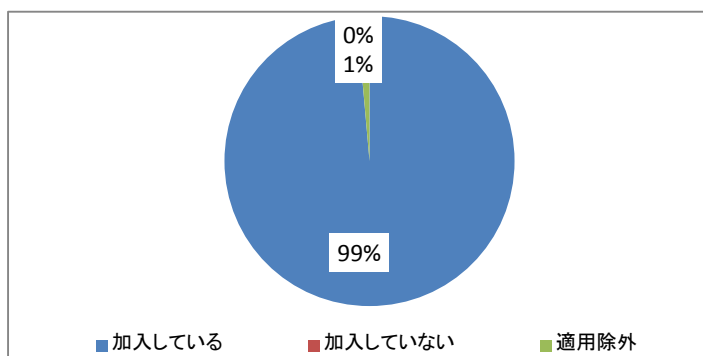


※社会保険(健康保険、年金保険、雇用保険)には、ほぼすべての会員企業が加入。

問.社会保険等への貴社の加入状況について

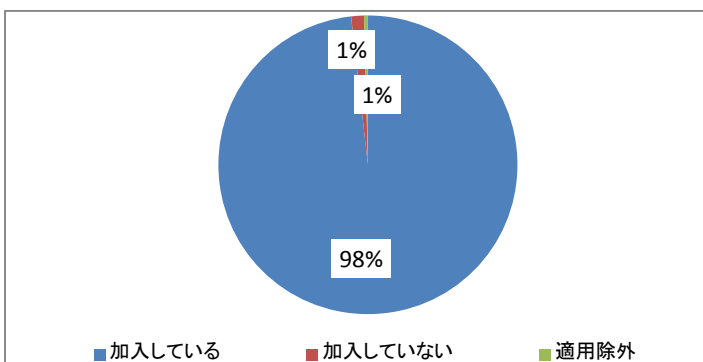
イ. 健康保険

	回答数(件)
加入している	1,204
加入していない	0
適用除外	17
合計	1,221



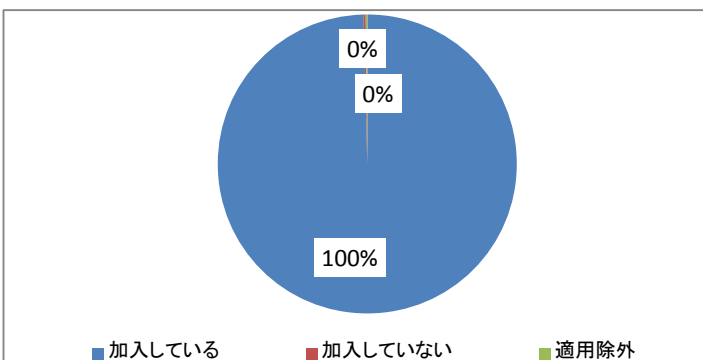
ロ. 年金保険

	回答数(件)
加入している	1,197
加入していない	17
適用除外	5
合計	1,219



ハ. 雇用保険

	回答数(件)
加入している	1,216
加入していない	3
適用除外	2
合計	1,221



参考資料

適切な賃金水準の確保等の取組み状況に関する
アンケート調査結果

平成25年9月

一般社団法人 全国建設業協会

【アンケート調査の概括】

全国建設業協会は、今般、平成25年度公共工事設計労務単価が引き上げられるとともに、国より建設業界に対して、技能労働者への適切な賃金水準の確保及び社会保険等への加入の徹底を要請されたことを踏まえ、本会会員企業の取組みの実態を把握するため、アンケート調査を実施した。

調査は、都道府県建設業協会の会員企業1,410社（各県協会ごとに30社）を無作為に抽出してアンケート調査を実施し、1,224社より回答を得た。

企業の属性をみると、資本金別では全体の87%が1億円未満となっており、事業別では土木・建築が56%、土木が35%を占めていた。

【調査結果の概要】

- ① ほとんどの会員企業が、公共工事設計労務単価の引き上げを評価している一方、現状でも実勢単価より低く、さらなる引き上げが必要と回答している企業も少なくない。
- ② 多くの会員企業が、公共工事設計労務単価の引上げを下請技能労働者の給与に反映している、あるいは状況により反映させるとするなど、現場の技能労働者への配慮が浸透している。
- ③ 多くの会員企業が、ダンピング対策など入札制度の改善や、今後の工事発注量の増加が必要と考えている。
- ④ 全建会員企業のほとんどが既に社会保険（健康、年金、雇用）に加入しているが、今後、下請企業への指導（標準見積書の活用）が重要である。

【今後の取組み】

全建は、今後とも行政及び関係者と一体となって「技能労働者への適切な賃金水準の確保及び社会保険加入促進」について、継続的に取り組むこととする。

適切な賃金水準の確保等の取組み状況に関するアンケート調査結果

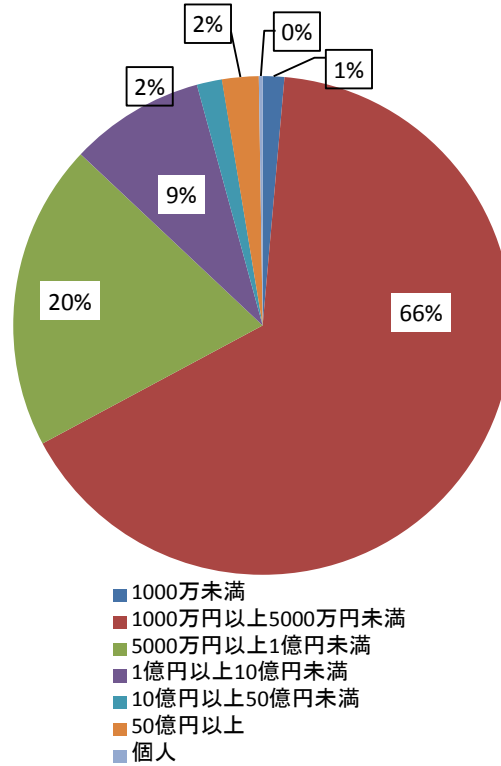
全国建設業協会は、今般、平成25年度公共工事設計労務単価が引き上げられるとともに、国より建設業界に対して、適切な賃金水準の確保や社会保険等への加入の徹底を要請されました。この要請に対して、どのような課題があるかを把握し課題改善の基礎資料とするため、各都道府県協会の会員の中から30企業を無作為に抽出しアンケート調査を行い1,224社から回答が得られた。

I. 企業規模・業種

1. 企業規模(資本金)

	企業数(社)
1000万未満	17
1000万円以上5000万円未満	805
5000万円以上1億円未満	243
1億円以上10億円未満	107
10億円以上50億円未満	20
50億円以上	29
個人	3
合計	1,224

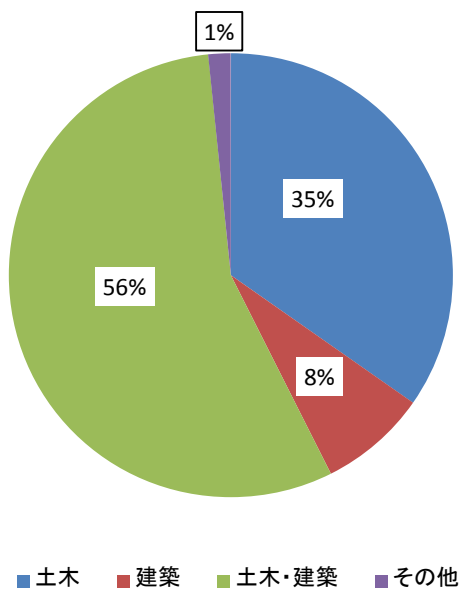
企業規模(資本金階層別割合)



2. 業種

	企業数(社)
土木	425
建築	96
土木・建築	683
その他	20
合計	1,224

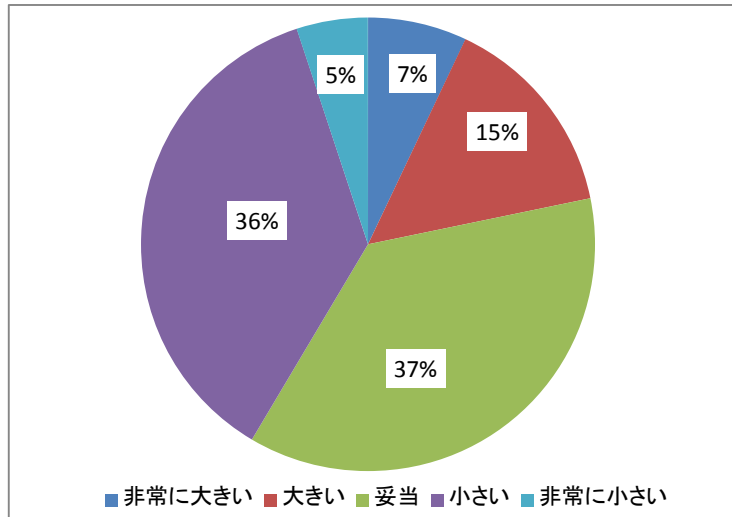
企業(業種別割合)



I.公共工事設計労務単価について

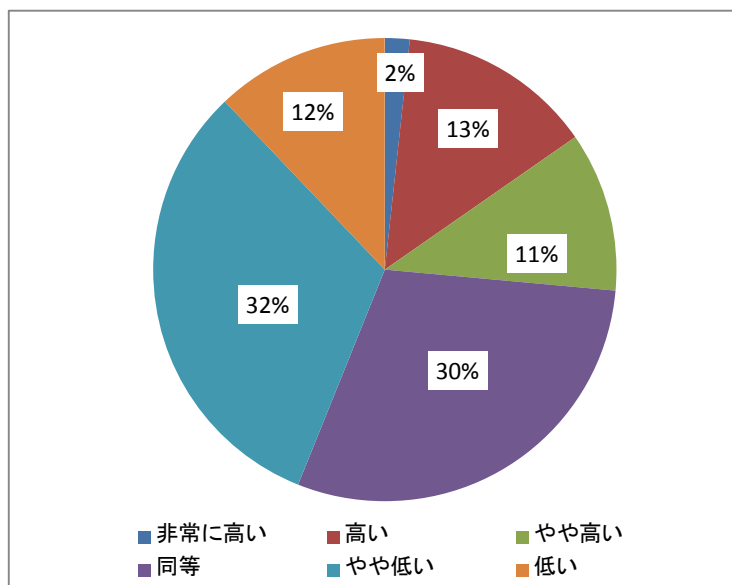
問1.平成25年度公共工事設計労務単価の引き上げ幅について全体的にどのように感じていますか

	回答数(件)
非常に大きい	86
大きい	179
妥当	448
小さい	443
非常に小さい	62
合計	1,218



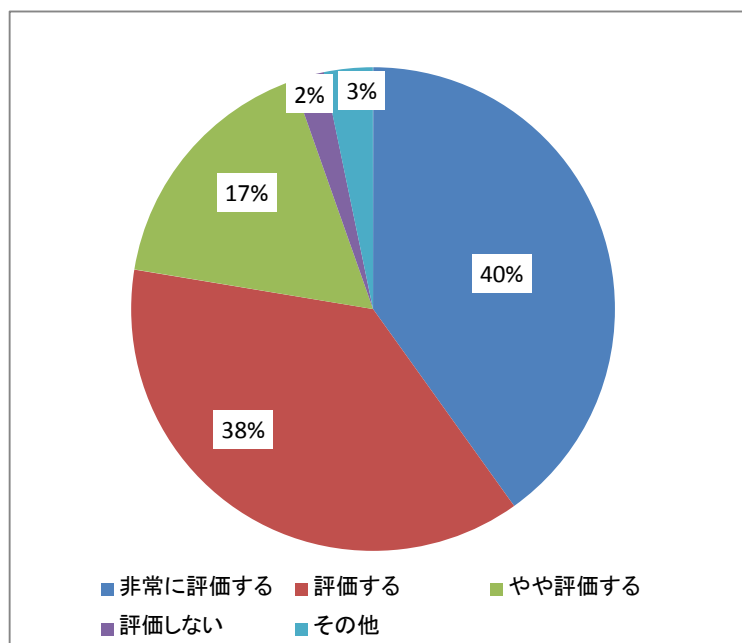
問2.平成25年度公共工事設計労務単価を、本年4月上旬の実勢労務単価と比較すると、全体的にどのように感じていますか

	回答数(件)
非常に高い	21
高い	165
やや高い	135
同等	360
やや低い	386
低い	147
合計	1,214



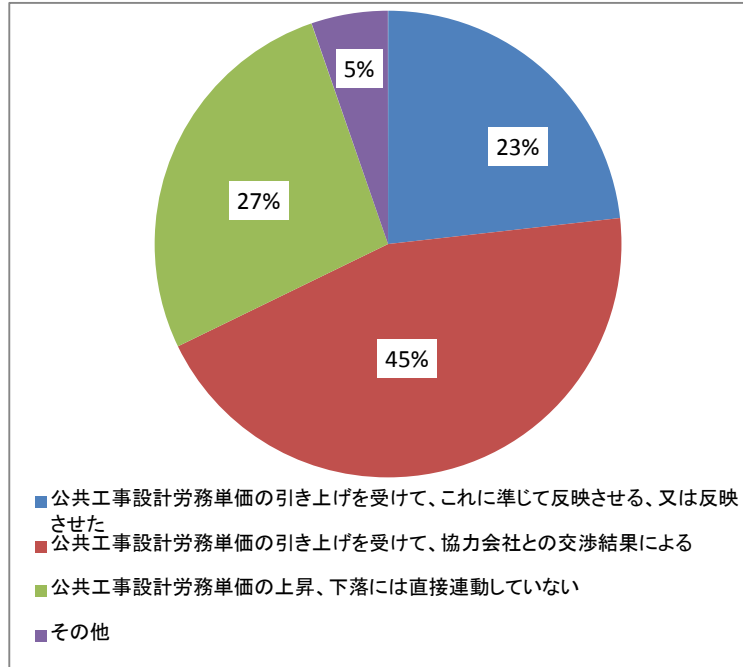
問3.建設業者として公共工事設計労務単価の引き上げをどのようにお考えですか

	回答数(件)
非常に評価する	491
評価する	459
やや評価する	208
評価しない	26
その他	40
合計	1,224



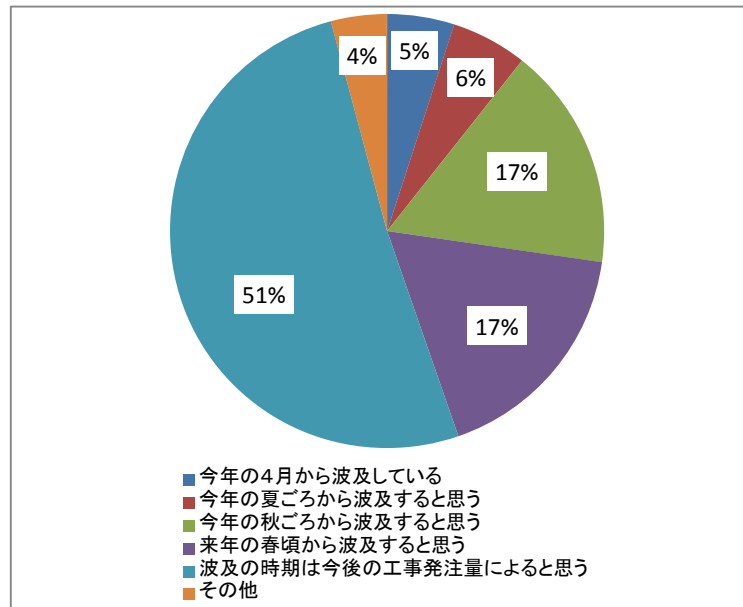
問4.公共工事設計労務単価の引き上げを受けて、協力会社の技能労働者の給与(下請代金)に反映させますか、又は反映させましたか

	回答数(件)
公共工事設計労務単価の引き上げを受けて、これに準じて反映させる、又は反映させた	284
公共工事設計労務単価の引き上げを受けて、協力会社との交渉結果による	545
下請単価は、需要と供給により決まるので公共工事設計労務単価の上昇、下落には直接連動していない	329
その他	65
合計	1,223



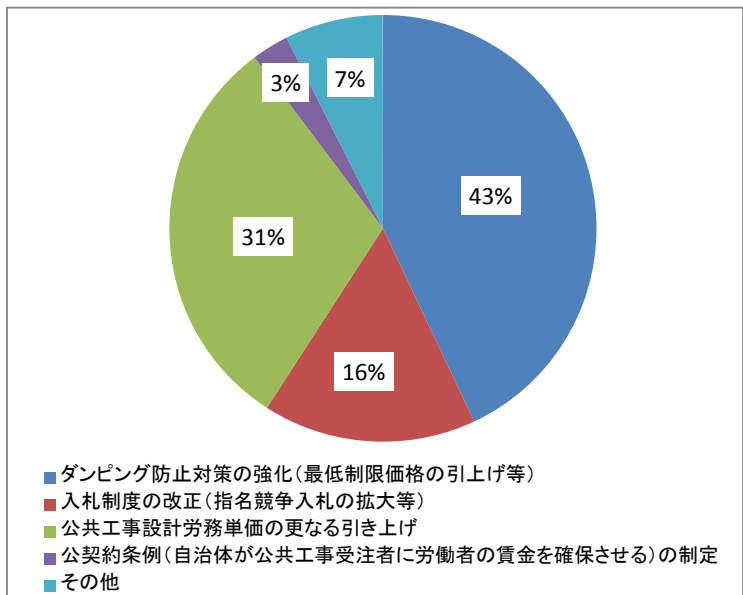
問5.国では、平成25年度公共工事設計労務単価の改訂のポイントとして、賃金水準の確保や社会保険等への加入促進等をあげていますが、全体的に引き上げはどのように波及していくとお考えですか

	回答数(件)
今年の4月から波及している	61
今年の夏ごろから波及すると思う	69
今年の秋ごろから波及すると思う	203
来年の春頃から波及すると思う	212
波及の時期は今後の工事発注量によると思う	624
その他	51
合計	1,220



問6.貴社や協力会社の技能労働者の給与を引き上げるには、どのような対策が最も重要とお考えですか

	回答数(件)
ダンピング防止対策の強化(最低制限価格の引上げ等)	524
入札制度の改正(指名競争入札の拡大等)	197
公共工事設計労務単価の更なる引き上げ	373
公契約条例(自治体が公共工事受注者に労働者の賃金を確保させる)の制定	34
その他	91
合計	1,219

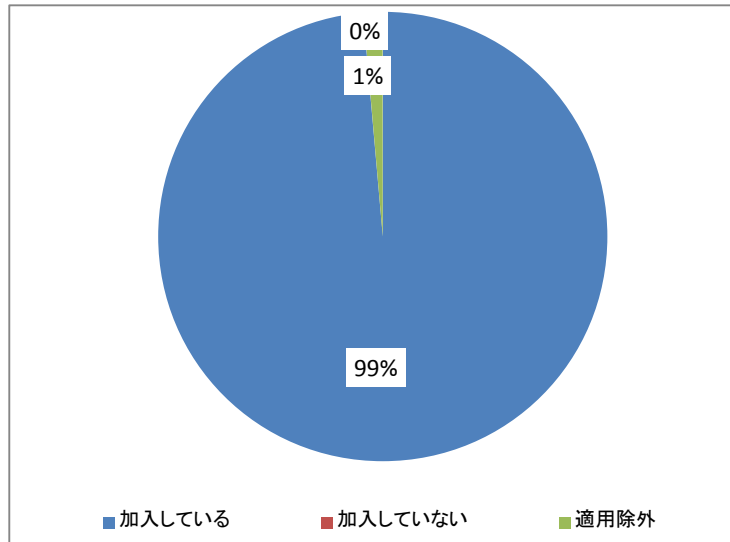


Ⅲ. 社会保険加入状況等について

問7. 社会保険等への貴社の加入状況についてお答え下さい

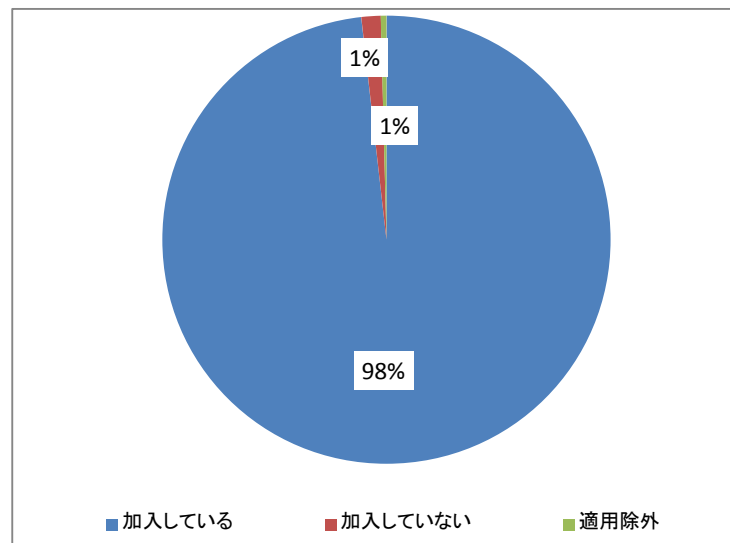
イ. 健康保険

	回答数(件)
加入している	1,204
加入していない	0
適用除外	17
合計	1,221



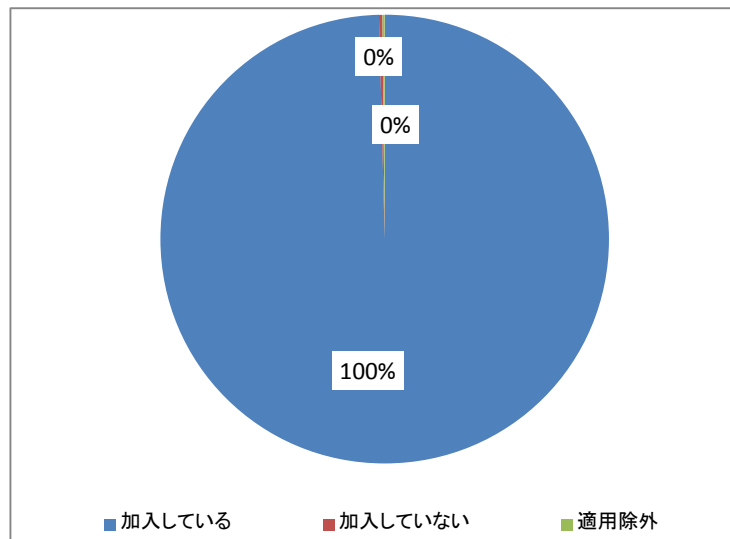
ロ. 年金保険

	回答数(件)
加入している	1,197
加入していない	17
適用除外	5
合計	1,219



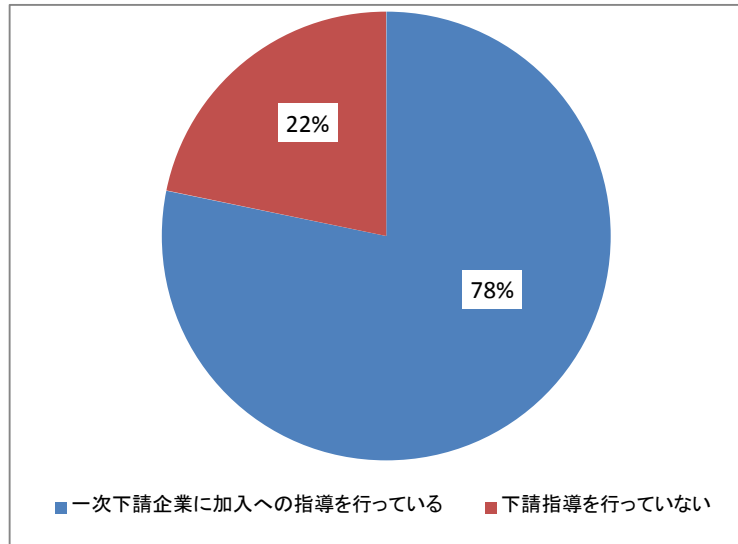
ハ. 雇用保険

	回答数(件)
加入している	1,216
加入していない	3
適用除外	2
合計	1,221



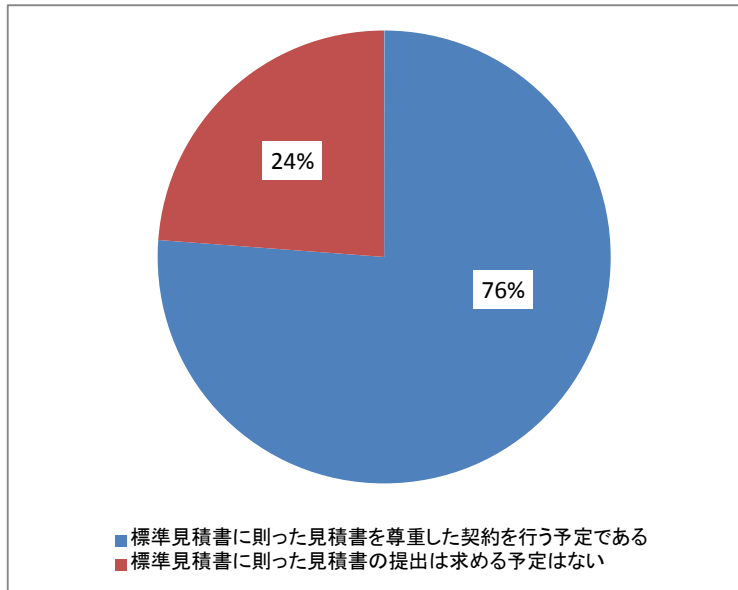
問8.元請の下請指導(社会保険等への加入)についてお答え下さい

	回答数(件)
一次下請企業に加入への指導 (一次下請企業を通じて二次下請以下の企業についても加入への要請を含む)を行っている	953
下請指導を行っていない	265
合計	1,218



問9.今後、標準見積書(法定福利費の内訳を明示)に則った見積書を尊重した適切な契約が求められますがどのようにお考えですか

	回答数(件)
標準見積書に則った見積書を尊重した契約を行う予定である	918
標準見積書に則った見積書の提出は求める予定はない	287
合計	1,205



【まとめ】

1) 公共工事設計労務単価について

- ①公共工事設計労務単価の引き上げについては、大半の会員企業が評価しているものの、実勢労務単価の比較では、やや低い、低いが44%、引き上げ幅についても小さい、非常に小さいで41%となっている。
- ②下請代金への反映状況は、反映させる、反映させた23%及び協力会社との交渉によるが45%で合わせて68%となり約7割の企業で下請技能労働者の給与に配慮している。
- ③引き上げの波及は、4月以降徐々に波及し、今後の工事発注の状況によるとする企業が大半である。
- ④下請技能労働者の給与の引き上げには、最低制限価格の引き上げ等、ダンピング対策の強化が必要が43%指名競争入札の拡大等入札制度への改正が必要とする企業の割合が16%となっている。更なる労務費単価の引き上げを望む企業（31%）も多数ある。

2) 社会保険加入状況等について

- ①3保険とも会員企業の大半が加入しており、適用除外を合わせると未加入企業はごく稀である。
- ②下請企業への指導を行っている企業（78%）と標準見積書を尊重した契約を考えている企業（76%）が、ほぼ同じ割合となっている。（下請指導等を行っていない企業（22%）と標準見積書の提出を求めない企業（24%）は、ほぼ同じ割合となっている。）

平成25年10月23日
一般社団法人 全国中小建設業協会

技能労働者への適切な賃金水準の確保等について

○現在までの取組み

- 5月29日「技能労働者の適正な賃金の確保等について」理事会で決議
- 8月12日「更なる周知徹底、市町村の現状把握等について」正副会長で決定
- 9月4日「更なる周知徹底、市町村の現状把握等について」理事会で決議
- 10月23日「適切な労務賃金の確保等の取組みに係るアンケート調査について」公表別添のとおり

○今後の取組み

全国7ブロックでの意見交換会の実施

今回のアンケート調査を基に、地方の会員企業の生の声を聞き実態を把握するとともに、更なる徹底した周知を図るため、全中建の会長及び副会長等の幹部役員と会員団体役員及びその会員企業との意見交換会を実施するものである。

当協会の会員企業は、中小建設業者で構成されており、主に地方公共団体からの受注がほとんどで、特に市町村の工事が多いことから、全国ブロック別に意見交換会を実施していく。その中で、現場の生の声を聞き地方の実態を把握し、その結果を行政等に報告するとともに、今後の全中建の事業に生かしたいと考えている。なお、意見交換会の実施予定は以下のとおりである。

<開催予定地域>

- 東北 青森、宮城 ●関東 東京 他 ●中部 愛知 ●近畿 京都、大阪
- 中国 広島 ●四国 高知、香川 ●九州 鹿児島、宮崎

<開催予定期間>

平成25年11月中旬～平成25年12月中旬

<別添>

適切な労務賃金の確保等の取組みに係るアンケート調査結果

<調査の概要>

平成25年度公共工事設計労務単価の引上げの趣旨を踏まえ、国土交通大臣から全中建を含む建設業関係団体に対して、技能労働者への適切な賃金水準の確保等について要請がなされたところです。

本調査は、本要請を踏まえた会員企業の取組の実態を把握するために実施したものです。

調査対象企業数は、会員企業の1割程度を無作為抽出した235社、回収数は224社です。

調査期間は、平成25年10月2日から平成25年10月9日までです。

○企業の属性について

資本金別では「1千万円～5千万円」が一番多く(67%)、また、事業種別では「土木・建築」(54%)、「土木」(34%)、「建築」(12%)の順であった。

設計労務単価の引上げの周知状況については、ほとんどの会員企業(98%)が認知しており、浸透していることが分かった。

○公共工事設計労務単価について

設計労務単価の引上げに対する評価については、大多数が「評価している」(87%)が、一方、引上げ幅が「小さい」が半数以上(59%)、また、実勢労務単価との比較でも、「低い」が半数以上(69%)であった。

今年度の設計労務単価の大幅な引上げに対しては、全中建として大変感謝しております。結果を見ると、現場ではまだまだ実勢単価と開きがあるとの回答であり、来年度も更なる大幅な引上げを切にお願い申し上げます。

発注者別の「引上げて積算している」との質問項目では、市町村も高い数値(74%)を示しており、国土交通省による市町村への指導に感謝申し上げます。

一方、「いわゆる歩切りをしていると思う」との質問項目でも、市町村が最も高い数値(51%)を示している通り、発注者の段階でいわゆる歩切りがなされれば折角の労務単価の引上げ効果が元請企業、下請企業、技能労働者に行き渡らない事態となるため、国土交通省から市町村に対して、今まで以上にご指導頂きますようお願い申し上げます。

「技能労働者に手当を上乗せしましたか・しますか」との質問項目では、下請企業に対して上乗せしたあるいはする予定であるとの回答が半数以上(56%)、「検討中等」(22%)も相当数に上り、下請企業の技能労働者の処遇改善に対する会員企業の前向きな姿勢が窺える。一方、下請企業に対して上乗せしないとの回答(22%)もあり、更なる周知徹底が必要であると考えています。

本アンケート調査結果を踏まえ、今後予定している全国ブロック別意見交換会において、「労務賃金の確保」、「社会保険への加入促進」、「復旧・復興事業の円滑な施工確保」等の更なる周知、及び現場の生の声、特に市町村の実態を把握し、調査結果を行政等に報告するとともに、今後の全中建の事業に活用して取組を積極的に展開することとしたい。

加速化に向けた新たな取組(案)

引き続き、

- 今後の労務単価にも的確に反映できるような現場技能労働者の賃金水準のきめ細かな実態調査
- 新労務単価フォローアップ相談ダイヤルの活用促進

等を実施するほか、

今後、新たに、

- 新労務単価の対象となっている直轄工事(11月以降の契約工事)の現場において、適切な賃金水準の確保や社会保険への加入徹底を図るため、発注者から元請企業に対して周知ポスターの掲示の要請
【別添ポスター参照】
- 第3回社会保険未加入対策推進協議会申し合わせ(9月26日)に基づく標準見積書の一斉活用状況に関するフォローアップ調査の実施
- 国土交通省HPトップページに新たなバナーを設置し、賃金水準確保・社会保険未加入対策等の取組を広く周知するとともに、建設業4団体のHPと相互リンク化
- 他の公共発注者に対して新労務単価が適用されている工事現場における周知ポスターの掲示を要請するなど、現場レベルでの更なる周知徹底

等を実施する。

この現場は、新労務単価の対象です！

行政と建設業界は今、この新労務単価の引き上げが、現場の職人さんの

- ・適切な賃金水準
- ・社会保険への加入の徹底

に結びつくよう、一丸となって取り組んでいます。



若者にとって魅力ある業界であるために。
真面目に働く職人が報われるために。

新労務単価フォローアップ相談ダイヤル

主に大臣許可業者が関連する、新労務単価の対象となる請負契約にかかる情報その他の関連情報を受け付けています。

TEL.  **0570-004976**

マル マル ヨ ク ナ ロウ

ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

受付時間 10:00-12:00 13:30-17:00

(土日・祝祭日・閉庁日を除く)